

日常の「ごみ出し」を活用した地域コミュニティ向上モデル事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

本業務は、環境省の平成31年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）（以下「補助事業」という。）の採択を受け、日常の「ごみ出し」を通じて市民が集まる拠点づくりを行い、資源ごみを回収しつつ、買物支援、健康づくり、介護予防など様々なコミュニティ事業を実施する「資源循環・コミュニティステーション（以下「ステーション」という。）」を実証するモデル事業を行うものである。また、実証するステーションは、スタッフが常駐するステーション（以下「拠点ステーション」という。）及び地域のコミュニティ活動にあわせて取り組むステーション（以下「地区ステーション」という。）とする。

生駒市の現況は、市内一円で自治会が組織され、市民の自治会加入率は約80%となっており、多くの市民が互いに支えあい、住み良いまちづくりを目指す土壌ができています。また、最近、介護予防や認知症対策の一環として、いきいき百歳体操（約80団体）やサロン活動（約50ヶ所）など、高齢者自身が地域コミュニティにおいて拠点を設け、互いに支え合い、見守り合う活動も活発化してきました。

本業務は、これらの高い市民力を背景に、① 廃棄物の資源化及び二酸化炭素排出量削減の促進並びに地域課題の解決及び地域コミュニティの向上、② ステーションで得られる知見等を活用した既存の地域コミュニティの機能強化、③ 拠点ステーションと地区ステーション間、地区ステーション相互又は各ステーションと他の公共施設等との連携促進を通じた取組成果の共有による相乗効果により、さらなるまちづくり機能や地域コミュニティの強化を図ることを目的とし、その実現可能性や事業性の調査等を行うものである。

(2) 業務名

日常の「ごみ出し」を活用した地域コミュニティ向上モデル事業

(3) 業務内容

日常の「ごみ出し」を活用した地域コミュニティ向上モデル事業仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約の日から令和2年2月28日

2. 業務に要する費用（予定価格）

9,757,000円（税込み）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、公示日において、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 公告の日から受託候補者特定の日までの間において、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 国税及び市税を滞納していないこと。
- (6) 次の①から⑤までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 過去6年間（平成25年度～30年度）に国又は地方公共団体から、資源循環の促進に関する業務の受託実績があり、その1件あたりの実績が本業務の予定価格の2分の1以上であること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとする。
- (8) 共同企業体での参加も可能とする。その場合において、グループの構成団体についても参加資格(1)～(6)をすべて満たし、かつグループの構成団体のうち1者以上は参加資格(7)を満たさなければならない。なお、グループの構成団体となった場合は、別に単独で参加すること及び本プロポーザルにおける他の複数のグループの構成団体になることはできないものとする。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和元年10月23日（水）17時15分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
メールアドレス eco-model@city.ikoma.lg.jp
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日：令和元年10月25日（金）
- (4) 回答方法：生駒市公式ホームページ上で回答する。

5. 企画提案書等の作成及び提出

本業務に関する企画提案を行おうとする者は、次に規定する書類等を作成し、下記提出期限までに、持参又は郵送により事務局に提出すること。

(1) 提出書類・必要部数

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部

②実施体制各種調書及び企画提案書等

ア～コは原本1部・副本9部、サ～セは原本1部。なお、サ～セについては、グループを組み共同企業体で参加する場合には全ての構成団体が提出することとし、本市の令和元年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者は省略することができる。

ア 会社概要（様式3）

イ 技術者の概要（様式4）

ウ 資源循環の促進に関する業務実績調書（様式5）

※参加資格(7)に該当する業務の契約書、特記仕様書等業務内容が分かる資料の写しを添付すること。

エ 担当技術者調書（様式6）

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式7）

カ 再委託調書（様式8） ※再委託する場合のみ

キ 企画提案書（任意様式）※「6. 企画提案書の作成要領」を参照

ク 業務スケジュール（任意様式）

ケ 参考見積書（任意様式）

※仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付してください。

※参考見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となるため、留意すること。

コ グループ協定書（様式9）

※グループを組む場合のみ

サ 印鑑証明書【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：原本】

シ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

ス 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人：納税証明書その3の3、個人：納税証明書その3の2）並びに生駒市内業者の場合は、法人市民税又は市民税の納税証明書【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

セ 誓約書（様式10）

(2) 提出期限等

①提出期限：令和元年11月5日（火）15時00分まで（必着）

②提出場所：生駒市役所 地域活力創生部 環境モデル都市推進課（市役所2階22番）

③提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6. 企画提案書の作成要領

目次及びページ番号を付し、必要に応じ図表を使用するなどして見やすいものとし、以下の項目について記載すること。

なお、企画提案書のページ数は、表紙・目次を除きA4版20ページ以内（片面刷り）とし、文字サイズは12ポイントを基本とすること。

(1) 業務計画

業務の実施体制（人員配備、安全対策等）及び周辺住民への周知方法について提案すること。

(2) 実証試験内容（資源ごみ回収）

ステーションで行う資源ごみ回収・収集運搬に関する取組の手法を具体的に提示し、回収量及び資源化率の向上等の期待できる効果を具体的に提案すること。

なお、生ごみについては、エコパーク21に搬入して処理することを基本としつつ、あわせてステーションで行うことを想定した堆肥化手法を提案すること。

(3) 実証試験内容（コミュニティ事業）

拠点ステーション及び地区ステーションのそれぞれで行うコミュニティ事業を提案すること。

提案するコミュニティ事業の内容は、地域のニーズ等を踏まえ、以下に掲げる企画の一例を参考に具体化する事業とあわせて、受託者が独自で企画する事業とすること。また、生駒市の既存事業の実施を検討する場合には、当該既存事業及び生駒市との連携・調整の手法を提案すること。

なお、特に、拠点ステーションでは、ごみ回収及びコミュニティスペースを設置できる広さを活用し、スタッフが常駐することでより高い効果を期待できるコミュニティ事業を提案すること。

※ 企画の一例（ステーションのほか、近隣の公園等の活用を想定）

（拠点ステーション）

- ・ 不用品、本等の持寄りによる交換、貸出等
- ・ 常設のコミュニティカフェ
- ・ 子どもの見守り、居場所づくり等

（拠点ステーション又は地区ステーション）

- ・ 高齢者を支援する企画
- ・ 暮らしの利便性向上につながる講座
- ・ 健康やスポーツに関する企画
- ・ 地産野菜等を活用した食に関する企画

※ 生駒市の既存事業の例

- ・ リユース品の販売（持ち込まれたごみのうち、リユース可能なものや、生駒市が提供するリユース品の販売を随時行う。）
- ・ 買物支援（農産物販売）
- ・ いきいき百歳体操
- ・ 高齢者向けサロン

(4) 実現・継続可能性調査

① ステーションを継続的に運営可能とする管理手法・経済性等、既存の地域コミュニティの機能向上につながる取組の検討手法、コミュニティ拠点間の連携のあり方に関する検討手法について、具体的に提案すること。

② モデル事業を行うステーションにおいては、モデル事業終了後も、事業への補助金交付が無いことを前提に、地域住民が主体となって、ステーションで取組んだ事業を地域で運営していく手法を提案すること。

(5) 想定される連携先

コミュニティ事業の実施、効率的な資源ごみの処理等、ステーションを効果的に運営するために想定している連携先及び当該連携先の具体的な役割を提案すること。

(6) 追加提案等

資源化率の向上や地域コミュニティの向上のために、仕様書に記載されている以外の提案があれば提案すること。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 審査（提出書類審査及びヒアリング）

提出書類及びヒアリングによる審査を行い、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査（書類審査）を省略し、第2次審査（ヒアリング等による最終審査）において提出書類及びヒアリングによる審査を実施できるものとする。

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果については、応募申込者全員に対し、書面で通知するとともに、結果の概要等について、受託候補者を除く応募申込者が特定されない方法により生駒市公式ホームページ上で公表する。

なお、全ての企画提案において、契約の目的が十分に達成できないものであると判断したときは、受託候補者を特定しないものとする。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 企画提案の内容 | 90 / 120点 |
| (2) 業務実績 | 10 / 120点 |
| (3) 参考見積書 | 20 / 120点 |

9. 日程

公示	令和元年10月15日（火）
質問書の提出期限	令和元年10月23日（水）17時15分まで
質問への回答	令和元年10月25日（金）
企画提案書等受付締切	令和元年11月5日（火）15時00分まで
第1次審査	令和元年11月上旬（予定）
第2次審査	令和元年11月中旬（予定）

結果通知・公表	令和元年11月中旬（予定）
契約締結・業務開始	令和元年11月中旬（予定）

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコличествоが、2.業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

なお、受託者は、生駒市契約規則第21条の規定に基づき、契約保証金を納付する等により、契約を保証すること。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

13. 担当部署（提出・問合せ先）

〒630-0288 生駒市東新町8-38
 生駒市 地域活力創生部 環境モデル都市推進課 （2階22番窓口）
 TEL0743-74-1111（内線375）

E-mail eco-model@city.ikoma.lg.jp

(執務時間：土曜日、日曜日、祝日を除く 8 : 30 ~ 17 : 15)